

○捜査本部運営規程

〔平成3年5月1日〕
〔本部訓令第11号〕

〔沿革〕 平成5年9月本部訓令第16号、12年12月第15号改正

捜査本部運営規程を次のように定める。

捜査本部運営規程

目次	ページ
第1章 総則（第1条・第2条）	89の7
第2章 開設（第3条—第5条）	89の7
第3章 組織（第6条—第18条）	89の7
第4章 運営（第19条—第27条）	89の8
第5章 解散（第28条・第29条）	89の9
附則	89の9

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第22条の規定に基づき開設する捜査本部について、その効率的な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

（対象事件）

第2条 捜査本部を開設する事件（以下「対象事件」という。）は、次に掲げる事件のうち、社会的反響の大きい重要なものとする。

- (1) 殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪事件
- (2) 略取誘拐事件
- (3) 大規模な業務上過失致死傷事件
- (4) 大型の知能犯事件
- (5) 大規模な暴力団事件
- (6) 特異重要な保安、交通及び警備事件
- (7) その他警察本部長（以下「本部長」という。）が捜査本部を開設する必要があると認める事件

第2章 開設

（開設）

第3条 本部長は、対象事件の発生を認知し、特に捜査を統一的かつ強力に推進する必要があると認めるときは、捜査本部を開設しなければならない。

- 2 前項の規定による捜査本部の名称は、事件名を冠した捜査本部名とする。

（開設の場所）

第4条 捜査本部は、原則として対象事件の発生地を管轄する警察署（以下「所轄警察署」という。）に開設する。ただし、事件の性質、態様等

により、所轄警察署以外に開設することが適当であると認めるときは、この限りでない。

（開設の通報）

第5条 本部長は、捜査本部を開設した事件（以下「捜査本部事件」という。）については、速やかに捜査本部事件に係る警察本部（以下「本部」という。）の課、所又は隊の長（以下「関係課長」という。）及び警察署長に対して、次の各号に掲げる事項を通報するものとする。

- (1) 捜査本部名
- (2) 開設の日時及び場所
- (3) 事件の概要
- (4) 捜査本部事件情報等の連絡方法
- (5) その他必要な事項

第3章 組織

（捜査本部の編成）

第6条 本部長は、捜査本部に、捜査本部長及び次に掲げる捜査本部員を置くものとする。

- (1) 捜査副本部長
- (2) 事件主任官
- (3) 広報担当官
- (4) 捜査班運営主任官
- (5) 捜査班長及び捜査班員
- (6) 鑑識資料分析官

2 本部長は、捜査本部事件の性質、態様等から必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、鑑識資料分析官を置かないことができる。

3 本部長は、捜査本部事件の性質、態様等から特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、捜査本部員として、捜査本部長付、特命主任官、事件主任官付、捜査班運営主任官付その他の必要な要員を置くことができる。

（捜査本部長）

第7条 捜査本部長には、原則として捜査本部事件を主管する本部の部の長をもって充てる。

2 捜査本部を開設するに際して、当該事件を主管すべき本部の部が明らかでないときは、本部長が捜査本部長を指名するものとする。

3 捜査本部長は、捜査本部事件の捜査に係る事務を統括し、捜査本部員を指揮監督する。

（捜査副本部長）

第8条 捜査副本部長には、原則として所轄警察署の長（以下「所轄警察署長」という。）、当該捜査本部事件を主管する本部の課（以下「主管課」という。）の長（以下「主管課長」という。）及び刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」とい

う。)をもって充てる。

- 2 本部長は、捜査本部事件の性質、態様等から必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、鑑識課長が捜査副本部長に充てないことができる。
- 3 本部長は、捜査本部事件の性質、態様等から特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、所轄警察署長、主管課長及び鑑識課長のほか、関係課長のうちから指名する者を捜査副本部長に充てることができる。
- 4 捜査副本部長は、捜査本部長を補佐し、捜査本部の全般的な運営に当たる。

(事件主任官)

第9条 事件主任官には、主管課長をもって充てる。ただし、捜査本部長は、捜査本部事件が同時並行的に発生するなどにより、主管課長がその任に堪えないと認めるときは、警視以上の階級にある適任者を事件主任官に充てることができる。

- 2 事件主任官は、捜査本部長の命を受け、捜査本部事件の捜査に係る事務を掌理し、捜査指揮に当たる。

(広報担当官)

第10条 広報担当官は、原則として所轄警察署長をもって充てる。ただし、捜査本部長が必要と認めるときは、副署長又は他の警視の階級にある警察官のうちから指名する者をもって充てることができる。

- 2 広報担当官は、捜査本部長の命を受け、捜査本部事件に係る広報に関する事務を行うとともに、当該事件捜査に対して市民の積極的な協力が得られるように努めなければならない。

(捜査班運営主任官)

第11条 捜査班運営主任官は、捜査本部長が、本部長の承認を得て、原則として主管課の警部以上の階級にある警察官のうちから指名する者をもって充てる。

- 2 捜査班運営主任官は、事件主任官を補佐し、捜査班の運営の総括、捜査情報の管理、証拠資料の分析及び検討等を行う。

(捜査班長及び捜査班員)

第12条 捜査本部長は、原則として主管課、所轄警察署等の警部補以下の階級にある警察官等のうちから捜査班長及び捜査班員を命ずるとともに、捜査事項ごとに捜査班を編成する。

- 2 捜査班長及び捜査班員は、下命された捜査事項について、捜査活動に従事する。

(鑑識資料分析官)

第13条 鑑識資料分析官は、捜査本部長が、本部長の承認を得て、刑事部鑑識課の警部以上の階級にある警察官のうちから指名する者をもって充てる。

- 2 鑑識資料分析官は、事件主任官を補佐し、現場鑑識活動の指揮、鑑識関係書類の点検、鑑定結果の分析及び捜査活動と収集された鑑識資料の整合性の確認等を行い、捜査班運営主任官が行う証拠資料の分析及び検討に協力する。

(捜査本部長付)

第14条 捜査本部長付は、捜査本部長が本部長の承認を得て、関係所属長のうちから指名する。

- 2 捜査本部長付は、捜査本部事件の捜査について必要な助言等を行う。

(特命主任官)

第15条 特命主任官は、捜査本部長が、本部長の承認を得て、警視以上の階級にある警察官のうちから指名する者をもって充てる。

- 2 特命主任官は、捜査本部長の命を受け、捜査本部事件の捜査に係る事務の一部（以下「特命事項」という。）を分掌し、特命事項の捜査指揮に当たる。

(事件主任官付)

第16条 事件主任官付は、捜査本部長が、本部長の承認を得て、警視以上の階級にある警察官のうちから指名する者をもって充てる。

- 2 事件主任官付は、事件主任官を補佐し、事件主任官の行う事務の整理に当たる。

(捜査班運営主任官付)

第17条 捜査班運営主任官付は、捜査本部長が、本部長の承認を得て、所轄警察署の当該捜査本部事件を主管する課の警部以上の階級にある警察官のうちから指名する者をもって充てる。

- 2 捜査班運営主任官付は、捜査班運営主任官を補佐し、捜査班運営主任官の行う事務の整理に当たる。

(捜査本部員の確保)

第18条 捜査本部長は、捜査本部事件に的確に対処するため、捜査本部事件の規模、態様等に応じた捜査本部員を確保しなければならない。

第4章 運営

(捜査体制の効率的運用)

第19条 捜査本部長は、捜査の進展に応じて捜査本部の体制に検討を加え、合理的・効率的な編成・運用に努めなければならない。

(捜査指揮の徹底)

第20条 捜査本部長は、捜査の進展に応じ、捜査事項を的確に下命し、下命事項を確実に復命さ

せるなど、具体的な捜査指揮の徹底に努めなければならない。

(捜査会議の効率的開催)

第21条 捜査本部長は、捜査情報の集約及び分析並びに捜査事項の伝達等の徹底を図るため、全体会議、幹部会議、班会議等目的及び態様に応じた捜査会議を効率的に開催しなければならない。

(捜査員の弾力的な勤務運用)

第22条 捜査本部長は、合理的・効率的な捜査の推進を図るため、捜査の進展に応じて捜査員の勤務を弾力的に運用しなければならない。

(関係都道府県警察との連携)

第23条 捜査本部長は、常に広域的視野に立って捜査本部事件の捜査運営に配慮するとともに、当該事件の捜査が他の都道府県警察と関連する場合には、広域捜査を積極的に推進するなど関係都道府県警察との緊密な連携を図らなければならない。

(情報の合理的かつ適切な管理)

第24条 捜査本部長は、捜査情報の収集、処理に当たっては、コンピュータ等を活用するなど、合理化・効率化を図るとともに、捜査情報の適切な管理に努めなければならない。

(秘密の保持)

第25条 捜査本部長は、捜査本部事件の捜査運営に当たっては、捜査事項に関する保秘の徹底に努めなければならない。

(装備資器材の確保)

第26条 捜査本部長は、捜査本部事件捜査の合理化・効率化を図るため、必要な捜査用装備資器材の確保に努めなければならない。

(適切な処遇の確保)

第27条 捜査本部長は、捜査本部員の士気の高揚を図るとともに、事件捜査を円滑に遂行するため、捜査本部員の適切な処遇に努めなければならない。

第5章 解散

(解散)

第28条 本部長は、次の各号の一に該当する場合、捜査本部を解散する。

- (1) 捜査本部事件の被疑者を検挙し、捜査の必要がなくなったとき。
- (2) 捜査本部事件の被疑者が、他の都道府県警察で検挙され、当該事件を移送したとき。
- (3) 捜査本部事件の捜査を所轄警察署のみで遂行できると認めるとき。
- (4) その他捜査本部を開設して捜査を継続する

必要がなくなったとき。

- 2 捜査本部長は、捜査本部を解散したときは、その旨を関係課長及び警察署長に通報するほか、捜査本部事件の捜査に関する詳報を作成し、将来の捜査活動に資するものとする。

(解散した事件の措置)

第29条 捜査本部長は、前条第1項第3号に規定する事件の捜査については、当該事件の証拠物、事件記録等を点検確認し、捜査本部事件引継書(別記様式)により、所轄警察署長に確実に引き継がなければならない。

- 2 所轄警察署長は、前項の引継ぎを受けたときは、捜査員を指定して、効果的な継続捜査を推進しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成3年5月1日から施行する。

(重要事件捜査要綱の廃止)

- 2 重要事件捜査要綱(昭和32年訓達第38号)は、廃止する。

附 則 (平成5年9月28日本部訓令第16号)

この訓令は、平成5年10月10日から施行する。

附 則 (平成12年12月20日本部訓令第15号)

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

別記様式（第29条関係）

（その1）

捜 査 本 部 事 件 引 継 書					
			年	月	日
兵庫県 警視	警察署長	殿			
			捜査本部長		
			㊟		
下記のとおり事件を引継ぎする。					
記					
1 事件名					
(罪名, 罰条)					
2 捜査本部					
開設年月日					
	年	月	日		
解散年月日					
	年	月	日		
3 捜査担当者					
事件主任官 (所属, 階級, 氏名)					
捜査班運営主任官 (所属, 階級, 氏名)					
※ 捜査本部の編成表は, 別表のとおり					
4 事件概要					
発生年月日時					
	年	月	日	時	分
認知年月日時					
	年	月	日	時	分
発生場所					
被害者					
本籍					
住所					
職業					
氏名					
年 月 日生 (歳)					
犯罪事実					

・兵庫県一六二〇

(その2)

5 捜査経過

6 事後捜査上留意すべき事項

証 拠 金 品 目 録						
番号	品 名	数量	特 徴	所有者の住居, 氏名	備 考	

(その3)

書 類 目 録					
文 書 の 標 目	作 成 年 月 日	作 成 者	丁 数	備 考	
以上のとおり引継ぎを受けた。					
年 月 日		兵庫県 警察署			

注意

- 1 引継に当たっては、正副2通を作成し、正本を引継ぎを受ける者に交付し、副本にその者の署名押印を求めること。
- 2 捜査担当者については、事件引継時の編成表を添付すること。

。〔兵庫警一六二〕